

# 「幕別町立途別小学校いじめ防止基本方針」

平成 25 年策定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、途別小学校の全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

## 1 いじめの定義の把握

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第二条）

## 2 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解	①いじめについて校内研修や職員会議等で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。 ②全校集会や学級活動等で「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を醸成する。 ③「いじめとは何か」について具体的な認識を共有できるような掲示に努める。
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	①各教科では、言語活動や指導方法、指導形態の工夫等により、人間関係形成能力を高める生徒指導の機能を生かした授業づくりを目指す。 ②道徳の時間では、豊かな体験から得た道徳的価値の自覚を深め、実生活で活用できる人間関係形成能力の育成に努める。 ③特別活動では、学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をとおして、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図る。児童の主体性を重んじ、特に、人とのかかわりの中で自分のよさや可能性、役割を認識する力、他者の個性を理解する力をはぐくむ。 ④総合的な学習の時間 目的意識に裏打ちされた活用と探求の学習活動の中で、他者に働きかける力、多様性を理解する力、コミュニケーション・スキル等をはぐくむ。

## 3 早期発見

(1) 基本的なおさえ	①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。 ②ささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いをもって、複数の教職員で的確にかかわり、いじめを積極的に認知する。 ③児童が示す小さな変化や危険信号を捉え、積極的な情報の共有に努める。
(2) 早期発見のための措置	①定期的ないじめアンケートや個別面談等により実態把握に努める。 ②休み時間等の日々の見取りや、児童が相談しやすい雰囲気づくりに努める。 ③平素から家庭との情報連携に努める。

## 4 いじめに対する措置

(1) 基本的なおさえ	①特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。 ②被害児童を守りとおすとともに、加害児童には毅然とした態度で児童の人格の成長に主眼を置いた教育的な指導を行う。 ③全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係・専門機関と連携し対応にあたる。
(2) 発見・通報を受けたときの対応	①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。 ②児童や保護者からの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。 ③ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確にかかわる。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。 ④「いじめ防止対策組織」に速やかに情報を共有し、 <u>この後は組織で対応する。</u>

	<p>⑤速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p>⑥事実確認の結果は、校長が責任をもって幕別町教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。</p> <p>⑦児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。</p>
(3) 被害児童又はその保護者への支援	<p>①「あなたが悪いのではない」と明確に伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意しながら、児童からの事実関係の聴取を行う。</p> <p>②児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。</p> <p>③家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、被害児童を徹底して守りとおすことや秘密を守ることを伝える。</p> <p>④事態の状況に応じて、複数の教職員による協力体制を構築し、見守り等により、被害児童の安全を確保する。</p> <p>⑤いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保を図る。</p> <p>⑥状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者など外部専門家の協力を得る。</p> <p>⑦解決後も継続的な支援や、判明した情報の適切な提供に努める。</p>
(4) 加害児童又はその保護者への支援	<p>①加害児童からも事実関係の聴取を行う。個人情報やプライバシーには十分に留意する。</p> <p>②いじめが確認された場合、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。</p> <p>③事実関係を迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。</p> <p>④加害児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。</p> <p>⑤加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。</p> <p>⑥教育的配慮のもと、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。</p>
(5) いじめが起きた集団への働きかけ	<p>①いじめを見ていた児童に対しても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。</p> <p>②同調していた児童には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。</p> <p>③いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせ、全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。</p>

## 5 いじめ防止対策組織の設置

校長、教頭、該当担任、生徒指導部担当、養護教諭からなる、いじめ防止対策組織を設置する。ただし小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応する。

## 6 学校評価の活用

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

## 7 家庭や地域との連携

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。学校、PTA、途別小学校を守る会でいじめの問題について協議する機会を設ける等、地域と連携した対策を推進する。

【参考資料】【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】文部科学省